

離婚後共同親権を導入

国会に改正案「DV」は除外

家族法制の見直しを検討してきた法制審議会(法相の諮問機関)の部会は30日、婚姻中の父母に認められている共同親権を離婚後も可能とする民法改正の要綱案を取りまとめた。離婚後の共同親権が導入されれば1898年の明治民法施行以降初めて、離婚後の法制度は大きく見直される。2月に予定されている法制審議会を経て法相に答申され、政府は今通常国会に改正案を提出する方針。

3面に CU^クズアップ

(社会面に連記事)

厚生労働省によると、婚姻件数は近年、年間50万件前後で推移する一方、2022年は17万9009組が離婚し、うち9万4565組に子どもがいた。およそ3組に1組が離婚を選択する社会情勢となる中、部会は、これらの家族法制が

どうあるべきか、議論を重ねてきた。要綱案はまず、これまで法解釈に委ねられていました、子の養育をする上で父母が負う責務を明確化。親権の有無に関係なく、父母は法解釈に委ねられていました。子の養育をする上で父母が負う責務を明確化。親権が整わなければ家裁が審判で親権者を決める。家庭内暴力(DV)や児童虐待があり、共同親権がふさわしくないケースを除外するため、家裁が判断の手掛けに協力する義務があることを明記した。

して離婚する際に、離婚後の共同親権が単独親権かを選ぶことができるとした。協議が整わなければ家裁が審判で親権者を決める。家庭内暴力(DV)や児童虐待があり、共同親権がふさわしくないケースを除外するため、家裁が判断の手掛けに協力する義務があることを明記した。

賛否双方が注文 離婚後共同親権要綱案

法制審要綱案

2年10ヶ月の審議を経て法制審議会の部会は30日、離婚後の共同親権の導入に向けた民法改正要綱案を取りまとめた。当事者団体を代表し法改正の議論に加わった部会の委員は会合終了後に取材に応じ、離婚後の共同親権に賛成、反対の立場から、要綱案にそれぞれ注文を付けた。

理事長の赤石千恵子さんと、お茶の水女子大学の戒能民江名誉教授は東京都内で記者会見を開き、「民法改正がどんな影響を与えるのか、検討が十分ではない」として要綱案に反対したことを明らかにした。離婚後共同親権が導入されると、家庭内暴力(DV)や児童虐待が離婚後に採用されなかつたことを挙げ、「引き続き議論を注視し、最後まで要望を届ける」と述べた。

一方、いすれも部会委員で、親権行使のルールも再整備した。婚姻中でも離婚後

るのが原則としつつ、子の父母のいずれかが単独で親権を行使できるとした。親と子の早期の交流を促す規定も新たに設けた。父母に正確に伝わるよう適切に周知する必要があるとする人が反対した。部会は併せて、今回の改正内容が国民に正確に伝わるよう適切に周知する必要があるとする付帯決議をした。【飯田憲】

要綱案の採決に参加し、3人が反対した。部会は併せて、今回の改正内容が国民に正確に伝わるよう適切に周知する必要があるとする付帯決議をした。【飯田憲】

武田さんは別居親らでつくる団体の代表を務める。離婚後の共同親権を支持する立場から要綱案に賛成した武田さん。ただ、「離婚前講座」の受講や、子の養育の取り決めをすることを協議離婚の条件とする案が要綱案に採用されなかつたことを挙げ、「引き続き議論を注視し、最後まで要望を届ける」と述べた。一方、いすれも部会委員で、DV被害者を守れるか分からぬとの上で、離婚後共同親権の道を開き、父母は協議で話し合った。婚姻中でも離婚後は、これから家族法制が

離婚後も 両親の養育責任

CU
クローズアップ

離婚後の共同親権導入を柱とする民法改正の要綱案が30日、法制審議会の部会でまとまった。「子の利益」の視点から、家族法制の大幅な見直しを提言する内容となった。根強い反対意見もある中、離婚後の家族の形は変わるのか。

【飯田憲(写真も)

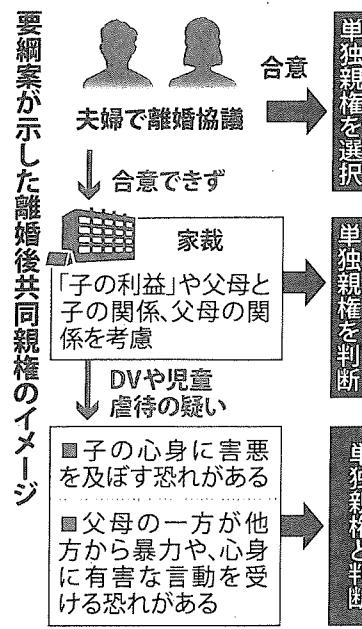
共同親権導入 子の利益重視

部会では、親権と並んで、
養育費の着実な支払いや、
別居親との面会交流の促進が大きな論点となつた。
2021年度の厚生労働省のひとり親世帯を対象とした調査では、現在も養育費を受けている△現在も離婚

した別居親との面会交流を行つてはいる——と回答した。母子世帯は、いずれも3割程度にとどまつておらず、離婚に伴う社会的課題になつてゐる。

現行制度で不払いとなつた養育費を差し押さえるに
おけるため要綱案は、養育費の請求に特権を与えて、支

養育費・親子交流を改善



親権は未成年の子を育てる上で、親が持つ権利と義務を指す。その範囲は子の身の回りの世話(監護)や教育の実施はじめとして、住む場所の指定や職業許可、子の財産管理など広範だ。離婚後の共同親権が導入された民法改正案が成立すれば一定期間を置いて施行され、施行後に離婚する父母、既に離婚した父母も共同親権が可能となる。

要綱案は、離婚後の共同親権が子の利益にかなうケースを想定して制度設計されている。共同親権は父母の共同行使が原則。離婚後の共同親権では、子の人生を左右するような重要な決定に父母双方が関わることになる。一方、離婚した父母は通常別々に暮らす。親権を常に関する決定は父母のいずれかが単独で決められる。また、入学手続きや緊急的な事態で行使するのは現実的でないため、要綱案は共同で行使するには現実的でないため、要綱案は共同親権下でも、子の日常に離婚に伴う社会的課題になつてゐる。

離婚後の共同親権は海外では主流で、法改正が実現すれば日本の離婚後の家族法制度は国際標準に近づく。ただ、部会では、DVや児童虐待が継続するとの懸念が示され、不適切な共同親権をどう排除するかの議論

が繰り広げられた。離婚したのは2014年で長女は当時1歳だった。元夫と長女は離婚調停中から月に1回は会っていた。「私が一人で育てていけるのに、なぜ会わせないと

いけないのか」。そう考えた結果、離婚後も親子の円滑な関係を保ちたいと考える父母には「一子がある」とみるが、離婚時の葛藤を引きずり、互いを非難しあうような父母の下では共同親権は機能しない可能性が大きい。

「夫婦が終わっても親の責任は続く」別居親と子の交流支援を取り組むNPO法人「ハッピーシェアリン

は、公正証書や、家裁の調停や審判で作成された書面が必要となる。そもそも離婚時に養育費の支払いを取引決めない父母も多く、ハーフルは高い。

払い義務がある親に、他の債権者に優先して養育費を支払わせる仕組みを整えた。これにより、養育費の支払いに関する父母間の「覚書」のような文書があれば、公正証書や家裁の書面がなくても給与などの財産の差し押さえが可能となる。

さうに、養育費に関する合意や協議がなくても、子の扶養義務がある親がもう一方の親に一定額を請求できる「法定養育費」制度を新設するべし」「父母間の離婚後共同親権を認めなさい」などと位置づけ、子の最低限度の生活の維持に必要な金額が想定されている。

度の生活の維持に必要な金額が想定されている。別居や離婚で離れてなった親子を早期に面会させる制度も創設する。親子の交流が長期間滞ると、親

の交流が途絶え、親子の関係に悪影響が及ぶことなどが想定される。

そこで、これまで父母の子の関係に悪影響が及ぶことなどが想定される。

併せて、これまで父母の子の関係に悪影響が及ぶことなどが想定される。

併せて、